

# 建設業許可の決算変更届

経営管理の辻元法務事務所

2022.4.23 辻元誠和

# 決算変更届の提出義務とペナルティ

- 建設業許可を受けた建設会社は、決算から **4 ヶ月**以内に**決算変更届**を提出しなければなりません。（通常3 ヶ月目から着出）
- 期限を守らなかつた場合には、**始末書**の添付が必要となります。
- 許可更新時（許可から5年後）においても決算変更届が**未届け**の場合、更新許可申請が受理できないことになっていますので、許可期間（5年）を超えるまで決算変更届が届け出されない場合、許可期間満了により**失効**ということになってしまいます。

建設業の許可期間が  
終わって  
許可が失効して  
しまいます…



県職員



各年度の  
決算変更届を提出  
するまでは  
更新許可申請は  
受け付けません！

# 更新許可が間に合わず許可が失効した例

・許可の満了日  
平成\*\*年5月11日

・更新受付期限  
平成\*\*年4月10日

申請期限

4月10日

許可期限

5月10日

①更新許可申請

⇒過去4年分の  
決算変更届が  
提出されるまで  
受理できない。



②過去の決算変更届の作成（資料収集）



③更新申請受付期限

オーバーで受理されず。



④許可期間満了  
のため失効



再度新規許可の  
申請をすることに…

# 決算変更届の準備

- 建設業許可決算変更届を作成するため、以下の書類を用意してください。
  - ① **工事管理台帳**（別紙に工事金額の高いものから10件）☞ 別紙記入  
※500万円以上の工事は10件の対象外ですので、例えば11件の記載となります。
  - ② **決算書一式**  
※貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・株主資本変動計算書・個別注記表
- 以上、揃いましたらPDFファイルにて、メール添付してください。

よろしくお願ひいたします😊